

船舶事故調査報告書

平成28年3月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年2月6日 05時57分ごろ
発生場所	鹿児島県垂水市垂水港北北西方沖 垂水港西防波堤灯台から真方位357° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯31° 30.9′ 東経130° 41.0′）
事故の概要	漁船第十一幸丸は、北進中、養殖施設に乗り揚げた。 第十一幸丸は、ビルジキール等に破損を生じ、また、養殖施設1台が破損した。
事故調査の経過	平成27年2月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一幸丸、19トン KO2-7051（漁船登録番号）、株式会社幸丸 21.40m（Lr）×4.88m×2.16m、FRP ディーゼル機関、759kW、平成25年11月4日 第281-42729号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 24歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年3月28日 免許証交付日 平成23年3月28日 （平成28年3月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 バルバスバウに擦過傷、シューピース両舷、ビルジキール及び船尾整流板に破損 養殖施設 1台が破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長ほか12人（日本国籍10人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.8mの喫水で、垂水市海潟漁港に向け、垂水港北北西方沖を約6ノットの対地速力で手動操舵により北進した。

	<p>船長は、アッパーブリッジの操縦席に腰を掛けて当直に当たっていたところ、平成27年2月6日05時57分ごろ、振動を感じた直後、行きあしが止まったので直ちにクラッチを中立に戻した。</p> <p>本船は、船長が、外部照明を点灯して養殖施設に進入したことを認め、乗組員全員で本船の損傷状況を確認したところ、漏油や浸水等の異常がなかったため、自力で同施設から離脱して海潟漁港西方沖で錨泊した。</p> <p>船長は、翌7日に鹿児島港本港区に入港した後、漁業協同組合を通して本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、‘垂水港北北西方沖から海潟漁港西方沖の海域に養殖施設’(以下「本件養殖施設」という。)が存在していることを知っていたが、離岸距離などを把握しておらず、本件養殖施設が本船の進路線よりも陸岸寄りに存在すると思っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、船首方約2Mに雨雲に似たレーダー映像を認めたので、目視で確認したが前路に本件養殖施設の灯火が見えなかったため、雨雲と思い航行を継続した。</p> <p>本船には、漁具定置箇所一覧図が備えられていなかった。</p> <p>漁具定置箇所一覧図6115(熊本・鹿児島)によれば、垂水港北西方沖には、魚類と記した漁具定置箇所が記載されている。</p> <p>本件養殖施設設置区域の四隅には、標識灯(灯質黄色単閃光、光達距離4.5km)が設置されており、本事故当時も点灯していた。</p> <p>本件養殖施設の標識灯の灯火は、後日、船長が確認した際、距離0.2～0.3M付近から視認できた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、垂水港北西方沖を北進中、船長が、船首方のレーダー映像を雨雲と思い、見張りを適切に行っていなかったことから、前路の本件養殖施設に気付かずに航行し、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近に養殖施設が設置してあることを知っていたものの、その詳細な情報は知らなかったものと考えられる。</p> <p>船長が、本件養殖施設の標識灯の灯火に気付かなかったことについては、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、垂水港北西方沖を北進中、船長が、船首方のレーダー映像を雨雲と思い、見張りを適切に行っていなかったため、前路の本件養殖施設に気付かずに航行し、本件養殖施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・見張りを適切に行うこと。・漁具定置箇所一覧図等を備え、航行予定海域の水路調査を行うこと。
-----------	--

付図1 事故発生経過概略図

